

令和4年度版

# 監査のあらまし



出世大名 家康くん

出世法師 直虎ちゃん

浜松市監査事務局

# 目次

	ページ
<b>1 監査体制</b> .....	1
(1) 監査委員	
(2) 監査事務局	
<b>2 監査の目的</b> .....	2
<b>3 監査結果の公表</b> .....	2
<b>4 監査の効果</b> .....	3
<b>5 監査等の種類とその概要</b> .....	4
(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等	
ア 定期監査	
イ 決算審査	
ウ 例月出納検査	
エ 基金運用審査	
オ 健全化判断比率等審査	
カ 内部統制評価報告書審査	
(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査	
ア 行政監査	
イ 随時監査	
ウ 財政援助団体等監査	
(3) 要求や請求に基づいて行う監査	
(4) 外部監査契約に基づく監査	
<b>6 令和3年度の監査等実施状況</b> .....	8
<b>7 各監査等の主な事例</b> .....	9
(1) 定期監査	
ア 財務監査	
イ 学校監査	
ウ 工事監査	
(2) 決算審査	
(3) 例月出納検査	
(4) 基金運用審査	
(5) 健全化判断比率等審査	
(6) 内部統制評価報告書審査	
(7) 行政監査（特定の事案によるもの）	
(8) 随時監査	
(9) 財政援助団体等監査	
ア 財政援助団体	
イ 出資団体	
ウ 公の施設の指定管理者	
(10) 住民監査請求に基づく監査	



©浜松市

出世法師 直虎ちゃん

出世大名 家康くん

# 1 監査体制

## (1) 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき設置が義務付けられており、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員の中から、市長が議会の同意を得て選任し、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を監査します。

浜松市では4人の監査委員が監査を行い、合議（ごうぎ）※により監査結果に関する報告の決定、意見及び勧告に関する決定をしています。それを報告書として市長や議会に提出し公表することで、公正で適正かつ効率的な行政運営を確保することを使命としています。

※ 合議（ごうぎ）とは、2人以上が集まって、一定の方向や結論を見出すべく相談すること。

（令和4年7月1日現在）

区 分	氏 名	任 期	備 考
識 見 委 員	川嶋 朗夫	令和3年4月1日～令和7年3月31日	常 勤
識 見 委 員	佐藤 雅秀	令和2年4月1日～令和6年3月31日	非常勤
議会選出委員	波多野 亘	令和4年6月20日～議員の任期	非常勤
議会選出委員	松下 正行	令和4年6月20日～議員の任期	非常勤

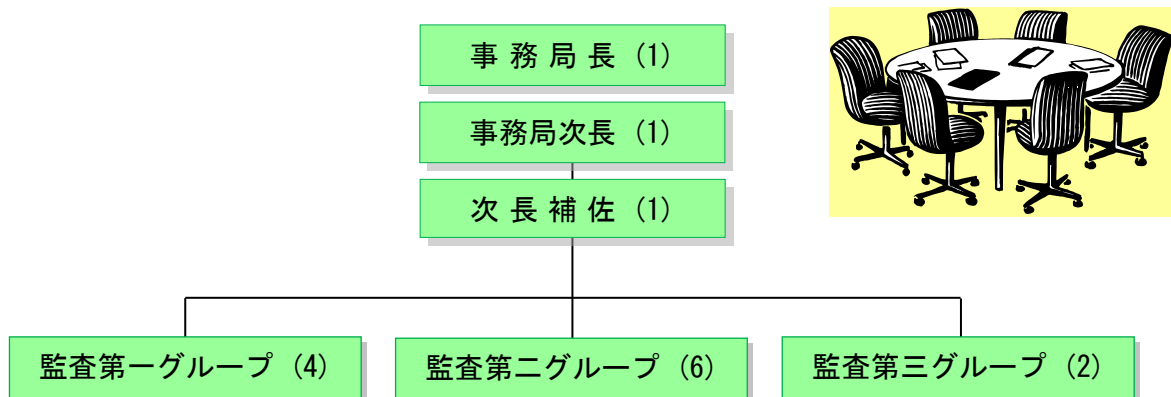
## (2) 監査事務局

監査事務局は、監査委員の事務を補助する組織です。

一般の職員のほか、非常勤の庁内公認会計士及び庁内弁護士の委嘱、工事監査における調査事務の一部の外部委託などにより、専門的知識や民間の視点を活かすことで監査の充実・強化を図っています。

### ●監査事務局組織図（令和4年4月1日現在）

※ 括弧内は人数



## 2 監査の目的

監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、下記のチェックポイントを視点として行います。市政運営の監視、評価及び指導を行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

### チェックポイント！

- ルールに従っているか（合規性）
- 無駄はないか（経済性）
- 目的にかなっているか（有効性）
- 事務執行は正確か（正確性）
- 効果的な方法か（効率性）



## 3 監査結果の公表

監査委員は、監査結果を市長や議会に提出するとともに公表します。



監査の結果、是正・改善を要する事項は以下のように分類されます。

### 指摘（公表）

…… 法令・条例・規則・要綱等に違反しているもので、是正及び改善を要するものなど。措置が講じられるまで定期的に指導を実施する。

### 指導（非公表）

…… 指摘には至らない比較的軽易と認められるものなど。監査対象部局長に早期の是正を促すとともに、内部統制の取組に資するため、全部局に周知する。

### 意見（公表）

…… 執行機関に改善・検討などを促し、注意を喚起する必要があるものなどを監査等の結果に添えて提出する。対応の進捗状況を定期的に確認する。

## 4 監査の効果

指摘を受けた所管課が是正措置を講じたときは、監査委員へ報告し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置」として市長や議会に報告します。

監査という仕組みがあることによって、不適切な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。

- ・ 監査が定期的に行われることにより緊張感が生まれ、業務を適正に行うよう意識が高まります。
- ・ 過去に指摘され、同じ原因で不適正であったりした類似の事業が精査され、再発の防止になります。
- ・ 複数の職員によるチェック体制が意識されることにより、不正を未然に防ごうとする意識が高まります。
- ・ 各業務においてマニュアルやチェックリストなどが作成され、誤りの防止につながります。
- ・ 他の部署への指摘を参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有される等、内部統制の強化が図られます。

監査は後が肝心  
なのじゃ！



出世大名 家康くん

©浜松市  
出世法師 直虎ちゃん

## 5 監査等の種類とその概要

「浜松市監査基準」に準拠した監査委員による監査等を通じて、適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう、市民の視点で市政運営の監視、評価及び指導を行っています。

以下、地方自治法を「法」、地方公営企業法を「公企法」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を「財政健全化法」とします。

### (1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等

監査区分	内 容
<b>ア 定期監査</b> <法第 199 条第 1 項、第 4 項>  【財務監査】 全部局を対象に 2 年に 1 度実施 【学校監査】 全ての市立の小学校及び中学校を対象に 6 年に 1 度実施（平成 30 年度～令和 5 年度）	会計年度ごとに次の事項を主眼に実施します。 <b>【財務監査】</b> 市の財務に関する事務の執行及び経営が、適正かつ効率的に行われているか。 <b>【学校監査】</b> 市の小・中学校の事務の執行及び経営管理等が、適正かつ効率的に行われているか。 <b>【工事監査】</b> 市が施行する土木、建築工事等の計画設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。
<b>イ 決算審査</b> <法第 233 条第 2 項、公企法第 30 条第 2 項>	決算書や関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確か、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、目的を達成しているかどうかを主眼に実施します。
<b>ウ 例月出納検査</b> <法第 235 条の 2 第 1 項>	会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に毎月例日を定めて実施します。
<b>エ 基金運用審査</b> <法第 241 条第 5 項>	市が、定額の資金を特定の目的に従い、運用するために設置した基金の運用状況について、基金運用状況報告書に基づき、計数の正確性はもとより、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかどうかを主眼に実施します。
<b>オ 健全化判断比率等審査</b> <財政健全化法第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項>	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が、財政健全化法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に表示されているかどうかを主眼に実施します。

監査区分	内 容
カ 内部統制評価報告書審査 ＜法第 150 条第 5 項＞	市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかどうかを主眼に実施します。

## (2) 監査委員が必要があると認めたとときに行う監査

監査区分	内 容
ア 行政監査 ＜法第 199 条第 2 項＞	経済的、効率的、効果的に行われていない事務事業、合理的な理由がなく著しく遅延している計画等を対象として、定期監査に併せて、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。
イ 随時監査 ＜法第 199 条第 5 項＞	定期監査に準じて実施します。
ウ 財政援助団体等監査 ＜法第 199 条第 7 項＞	次の財政援助団体等を対象に、出納その他事務の執行が法令等に準拠し、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。 <b>【財政的援助をしている団体、出資している団体】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的どおりの事業成果を挙げているか。</li> </ul> <b>【公の施設の指定管理者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が安全に、安心して施設を使用できるよう適正な維持管理をしているか。</li> <li>・市民サービスの向上につながっているか。</li> </ul>

このほかに、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査があります。

### (3) 要求や請求に基づいて行う監査〈法第 75 条ほか〉

ア 住民の直接請求に基づく監査

イ 議会の請求に基づく監査

ウ 市長の要求に基づく監査

エ 住民監査請求に基づく監査 ※次ページに詳しい説明があります。

オ 職員の賠償責任に関する監査



住民監査請求の流れは次ページに記載していますが、ホームページでもご覧になれます。

浜松市トップ > 「監査 手引」 で検索



監査 手引



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/tebiki.html>

### (4) 外部監査契約に基づく監査〈法第 252 条の 27〉

監査委員による監査とは別に、「外部監査」があります。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の 2 種類があります。

#### 包括外部監査

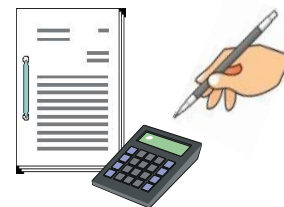
法律の定めにより、弁護士、公認会計士等の監査人資格者と契約し、各年度 1 回以上、特定のテーマを決めて行います。

※ 令和 3 年度：テーマ「幼児教育・保育事業に関する事務の執行について」

#### 個別外部監査

市民、議会、市長の請求等によって行います。

※ 令和 3 年度：請求なし



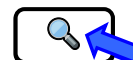
包括外部監査に関する事務については、政策法務課（Tel053-457-2798）が担当しています。

また、包括外部監査の結果はホームページでご覧になれます。

浜松市トップ > 「包括外部監査」 で検索



包括外部監査



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/houmu/gaibukansa/index.html>

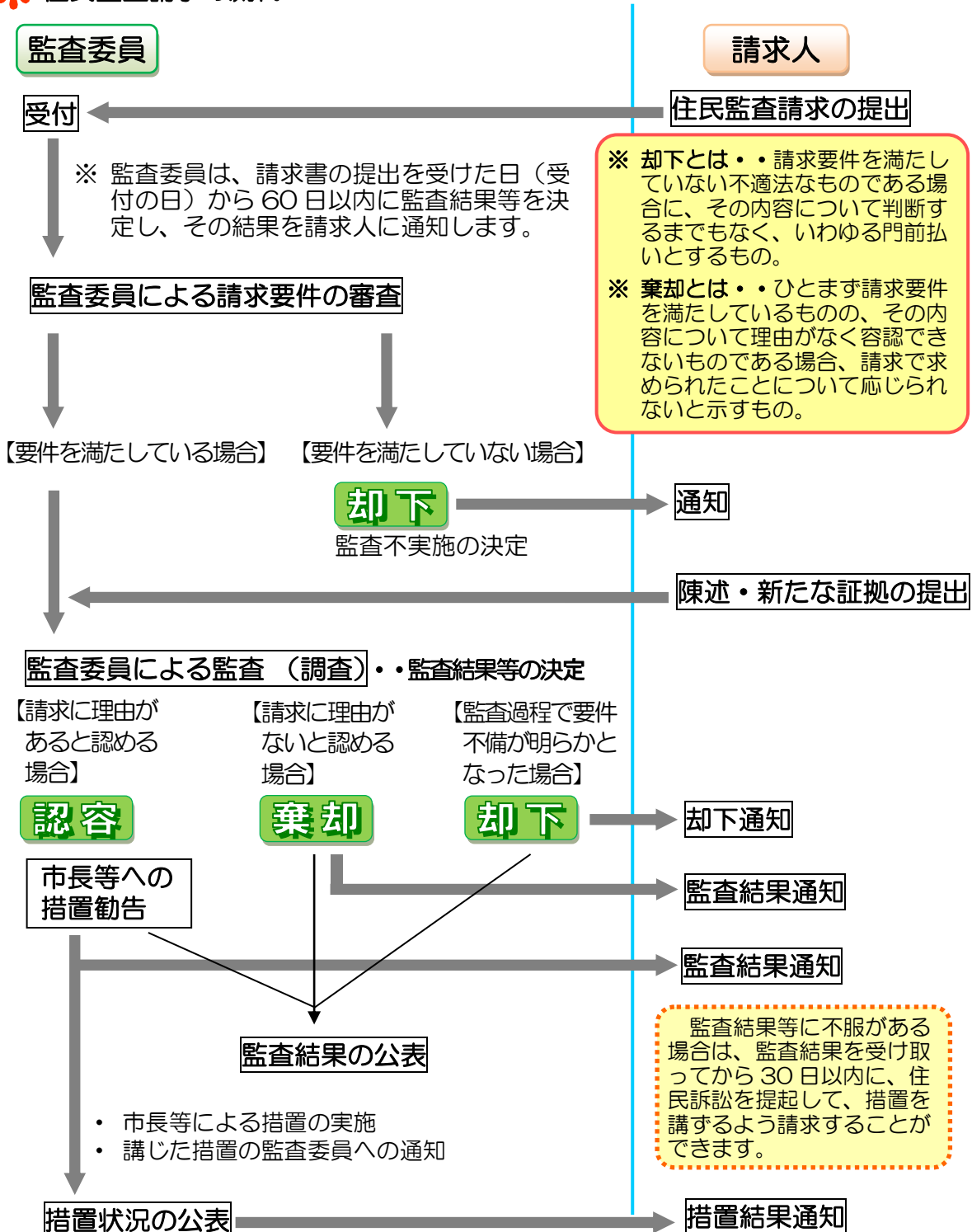


※前ページ (3) 要求や請求に基づいて行う監査より

## ●住民監査請求に基づく監査〈法第 242 条〉

住民監査請求は、市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することなどができる制度です。

### \* 住民監査請求の流れ



## 6 令和3年度の監査等実施状況

監査委員が令和3年度に実施した監査、検査及び審査の実施状況を紹介します。市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうか監査等を行いました。なお、監査等に必要な調査の一部は、調査機関に委託し、その意見を参考としました。

監査区分		実施状況【指摘件数等】			
		実施	指摘	指導	意見
定期監査 (行政監査含む)	財務監査	98 課	0 件	77 件	17 件
	学校監査	24 校	0 件	1 件	1 件
	工事監査	8 工事	0 件	1 件	0 件
決算審査		いずれも正確でおおむね適正に執行していると認められた。			
例月出納検査		いずれも正確に行われていると認められた。			
基金運用審査		いずれも正確で確実かつ効率的に運用していると認められた。			
健全化判断比率等審査		いずれも適正に作成されていると認められた。			
内部統制評価報告書審査		評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。			
行政監査（特定の事案によるもの）		実施なし			
随時監査	公営企業会計	3 会計	0 件	0 件	0 件
	財務事務等	実施なし			
財政援助 団体等監査	財政援助団体	5 団体	0 件	2 件	0 件
	出資団体	2 団体	0 件	0 件	0 件
	指定管理者	7 団体	5 件	5 件	2 件
住民監査請求に基づく監査		1 件			

## 7 各監査等の主な事例

令和3年度に実施した監査、検査及び審査のうち、主な事例を紹介します。  
なお、各種監査の結果は、ホームページにある監査事務局のページや図書館等でも  
ご覧になれます。

監査結果に基づく措置や住民監査請求の手引等、様々な情報を掲載して  
いますので、ぜひご覧ください。

浜松市トップ > 「市政監査」 で検索



市政監査



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/kansa.html>

### (1) 定期監査（行政監査含む）

ア 財務監査 実施 98 課（指摘 0 件、指導 77 件、意見 17 件）

#### 監査結果

事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った結果、おおむね  
適正に処理されていると認められました。



#### 意見 1

令和3年7月3日に熱海市伊豆山地区で発生した土石流の原因とされる盛り土に係る事務については、静岡県が静岡県土採取等規制条例で創設し、静岡県事務処理の特例に関する条例により県内全市町に権限移譲が行われています。

権限移譲によって窓口が近くなる、多くなるなどの利便性の向上と引き換えに、市民の生命や財産を犠牲にすることはあってはならないため、熱海市における事案の重大さや被害の大きさに鑑み、引き続き移譲事務を適切に実施する責任を果たすよう求めました。

また、移譲事務の執行状況や他の市町で発生した事案等を踏まえ、移譲事務について、責任の重さを踏まえた移譲のメリット・デメリットを把握するよう求めました。とりわけ静岡県土採取等規制条例に基づく事務のように市民の生命・財産に関わる事務、知識・経験を有する技術職員の配置や専門性が求められる事務、県と市の密接な情報共有と知識・ノウハウの維持が必要な事務については、十分な検証を実施するよう求めました。

## 意見 2

県内の公立看護専門学校9校の中で、本市の看護専門学校の授業料が最も高いものとなっています。看護専門学校の学生の募集に関して、今後は、競合する他校の授業料の水準を注視するとともに、新校舎が完成した本校の魅力をアピールしていくことを求めました。更には、修学資金貸与等の制度などのインセンティブや他校の実例についても研究することを通じて、出願者数及び受験者数の確保に努めるよう求めました。

また、看護師国家試験に関しては、その合格率は全国平均を約10ポイント上回る100%を続けている一方、退学や留年により、入学者数に対する、修学年限3年での卒業生数及び合格者数の減少幅が、比較可能な県内の公立他校より大きくなっています。これにより、看護師の供給への影響が懸念されることから、一人でも多くの看護師を供給できるよう、合格者数にも着目し、学生への支援や指導方法について更に検討し、地域医療に貢献できる人材の育成に、引き続き取り組むよう求めました。

### イ 学校監査 実施24校（指摘0件、指導1件、意見1件）

#### 監査結果

書類調査等により小学校16校、中学校8校の監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。



#### 意見

教育委員会は、「第3次浜松市教育総合計画(後期計画)はままつ人づくり未来プラン教育の情報化編」に基づき、ICTを活用した教育の情報化の推進に取り組んでいます。

学校間、教員間におけるICT活用度において、現時点では進捗に差があることから、学校現場の状況を把握・評価し、その結果を教育委員会全体で共有することで、進捗の平準化を図っていることを評価しました。また、同計画を着実に実践するため、教育委員会一丸となって引き続き取り組むことにより、全ての児童生徒に学びを保障できる環境を整えるよう、更なる全体の底上げを図ることを求めました。

## ウ 工事監査 実施 8 工事（指摘 0 件、指導 1 件、意見 0 件）

### 監査結果

市が発注した工事請負契約等のうち、工事進捗状況等を考慮のうえ選択した「浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟改築工事（建築工事他）」や「浜松医療センター新病院整備工事（新病院棟工事）」等の案件について、おおむね適正に処理されていると認められました。



＜浜松市小型自動車競走場メインスタンド棟改築工事現場＞

## (2) 決算審査

### 審査結果

一般会計及び特別会計の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に適合し、かつ、その計数はいずれも正確で、歳入歳出予算の執行はおおむね適正であると認められました。

また、各公営企業会計の決算書とその附属書類は法令に基づき作成されており、決算諸表の計数はいずれも正確で、予算執行状況、経営成績及び財政状態に係る表示については、おおむね適正であると認められました。



### 意見

#### 【一般会計・特別会計】

「変化し続ける社会情勢や多様な行政課題に対し、戦略計画 2021 の基本方針に基づくデュアルモード社会への取組やデジタル化の推進等の新たな需要に対しても、迅速かつ的確に対応していかなければならない。また、将来にわたる安定した財政運営に向け、歳入確保を徹底するとともに、事業の見直しや選択と集中による歳出の重点化についても一層の強化が求められる。」と総括し、次の項目等について意見をしました。

- 健全な財政運営の推進
- 市税の収入状況と収入率の向上に向けた納付手段の多様化
- 時間外勤務の縮減及び働き方改革について
- 「デジタルファースト宣言」実践に向けての取組
- 教育のICT化に向けた環境整備状況(ハード面)について

### 【公営企業会計】

「人口減少に伴う需要の減少や、施設等の老朽化に伴う更新需要、地震や集中豪雨による災害への対応などにより、中長期的に経営は厳しさを増すものと考えられる。加えて、平成20年のリーマンショック、今回の新型コロナウイルス感染症と同程度の影響を及ぼす新たな災禍も想定しておく必要がある。このような厳しい経営環境のなか、市民の日常を支える各企業にあっては、求められるサービスを将来にわたり安定的に提供できるよう、各企業で定めている中期的な計画を基に更なる改革・改善に取り組み、持続可能な経営基盤の確立に引き続き努められたい。」と総括し、次の項目等について意見をしました。

(病院事業会計)

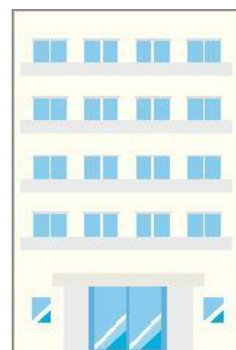
- 患者数及び医師の確保(佐久間病院)

(水道事業会計)

- 水道料金と有収率

(下水道事業会計)

- 下水道接続率の向上



## (3) 例月出納検査

### 検査結果

会計管理者等の所管に係る現金の出納及び保管状況について検査を行った結果、現金の出納事務がいずれも正確に行われていると認められました。

## (4) 基金運用審査

### 審査結果

基金運用状況報告書について審査を行った結果、その計数は正確であり、基金の運用は確実かつ効率的に行われていると認められました。

## (5) 健全化判断比率等審査

### 審査結果

健全化判断比率及び資金不足比率は法令に基づいて算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

## (6) 内部統制評価報告書審査

### 審査結果

内部統制評価報告書について、市長による評価が市長が定めた評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかの着眼点から審査を行った結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。



### 意見

内部統制制度を統括する制度統括課に対し、全庁を挙げて取り組む内部統制の着実な推進、定着のため、体制の整備はもとより評価の充実に関してもリーダーシップを一層発揮するよう求めました。

## (7) 行政監査（特定の事案によるもの）

令和3年度は、実施しませんでした。

## (8) 随時監査 実施 公営企業3事業会計（指摘0件、指導0件、意見0件）

### 監査結果

病院事業、水道事業及び下水道事業の公営企業会計を対象に、財務に係る事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

## (9) 財政援助団体等監査

### ア 財政援助団体（市が補助金交付などの財政的援助をしている団体）

実施 5 団体（指摘 0 件、指導 2 件、意見 0 件）

#### 監査結果

財政援助団体の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

### イ 出資団体（市が資本金等の 1/4 以上を出資している団体）

実施 2 団体（指摘 0 件、指導 0 件、意見 0 件）

#### 監査結果

出資団体の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

### ウ 公の施設の指定管理者（文化・スポーツ施設などの公共用施設の指定管理者）

実施 7 団体（指摘 5 件、指導 5 件、意見 2 件）

#### 監査結果

公の施設の指定管理者の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において是正・改善を要する事項が見受けられました。



#### 指 摘

浜松市渚園について、キャンプ場の利用料金(1 人 1 日につき大人 410 円、小人 200 円)は、浜松市弁天島海浜公園・渚園条例(以下「渚園条例」という。)で午前 10 時から翌日の午前 10 時までの利用に係る金額として定めているが、指定管理者はフリーサイト(日帰り)で午前 10 時から午後 8 時までの料金とするなど、渚園条例より短い利用時間についての料金としていることから、適正に事務処理を行うよう求めました。



©浜松市

出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん



## 改善措置

指定管理者に対し業務の改善勧告を行った結果、キャンプ場において、フリーサイト(日帰り)の運用が廃止され、各種案内の該当箇所の記載が削除されるとともに、夜間における注意事項が許可証に追記されました。

今後は、所管課として、指定管理者に対し、渚園条例等に基づき浜松市渚園を適正に管理することを指導していくよう是正しました。

## (10) 住民監査請求に基づく監査

令和3年度は、1件の住民監査請求がありました。

### 請求内容

令和3年度に交付した民間事業者への企業立地奨励費補助金(以下「本件補助金」という。)は、補助金交付要綱(以下「要綱」という。)で交付要件として企業立地促進事業費補助金(以下「先行補助金」という。)を受けていることを前提としている。しかし、先行補助金は違法、不当に交付されたものである。よって、本件補助金についても違法、不当に交付されたものとなるため、返還を命じる等の必要な措置を勧告するよう求めるもの。



### 監査結果

令和4年4月 監査結果を通知・公表

本件補助金は、要綱における交付要件に適合しており、交付手続その他の点においても違法又は不当な点は認められないことから、請求について棄却しました。



©浜松市

出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん



浜松市  
HAMAMATSU CITY

令和4年度版 監査のあらまし

令和4年7月発行

【発行】浜松市監査事務局

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2  
TEL (直通) 053-457-2391